

共創プログラム「都市×健康」 大成建設(株)及び(株)IHI 共催 参加規約

この参加規約（以下「本規約」）は、大成建設(株)（以下「大成」）及び(株)IHI（以下「IHI」）が開催する共創プログラム「都市×健康」（開催日：2017年7月13日、8月25日、9月21日）（以下「本プログラム」）の参加に関する諸条件を定めるものです。

本プログラムへの参加に当たっては本規約に同意いただく必要があります。本プログラムに参加する者（以下「参加者」）は、大成及びIHIが別途定める本プログラムの参加申込完了をもって、本規約にご同意を頂いたものとさせていただきます。

（参加規約）

本規約は、(a)本規約に定める諸条件、(b)本プログラムに参加中、随時提供される各種運営規定、規則およびポリシーによって構成されます。

（禁止事項）

本プログラムの期間中、参加者は以下の行為をしてはならないものとします。

- ・ 公序良俗、法令に反する行為
- ・ 他の参加者もしくは第三者を誹謗、中傷、または不利益を与える行為
- ・ 本プログラムの運営を妨害する行為
- ・ 大成及びIHIが承認していない営業行為
- ・ その他、大成及びIHIが不適切と判断する行為

（秘密保持義務の不存在）

参加者は、本プログラムにおいて、大成及びIHI、参加者を含む本プログラムに関わるあらゆる法人・個人が、秘密保持契約を各他の参加者と締結せず、秘密保持義務を各他の参加者に対して負わないことを確認します。

（テーマ、アイデアに関する知的財産権の取扱い）

参加者は、本プログラム内で提供したアイデア及び情報に関し、大成及びIHI、参加者を含む本プログラムに関わるあらゆる法人・個人が、これを自由に利用し、第三者に開示することを妨げないものとします。したがって、参加者がかかる利用をされないことを望む著作物、発明、考案、アイデア、ノウハウ等にかかる情報を開示した場合であっても、他の参加者は、当該情報を自由に利用し、第三者に開示できるものとします。なお、大成及びIHIは、本プログラムにより提供または議論されるアイデア及び情報について、その正確性、知的財産権等を含む第三者の権利を侵害していないことについて、一切保証しません。

(広告宣伝)

参加者は、本プログラムに関して、大成及び IHI がそれぞれ大成及び IHI グループ内、または、一般向けに広告宣伝を行い、その内容が公表されうること、及び、次条に定める参加者の個人情報の一部がその目的に利用されうることを予め了解するものとし、本規約において「大成及び IHI グループ」とは、大成及び IHI、及び、それぞれの連結子会社または持分法適用関連会社を指すものとし、

(個人情報)

参加者は、以下の個人情報の提供と使用に関して同意するものとし、

(1) 収集する個人情報の範囲：

- I. 名前
- II. E-mail アドレス
- III. 法人組織名 (所属する場合のみ)
- IV. 上記法人組織における役職 (ある場合のみ)

(2) 個人情報の使用目的：

参加者への今後のイベントの開催案内送付等

(3) 個人情報に関するお問い合わせ

大成及び IHI は、参加者から、参加者ご本人の個人情報の開示、利用目的の通知、訂正、利用停止等のご請求を受けた場合、法令に基づき、当該ご請求が参加者ご本人 (代理人を含みます。) によるものであることを確認させて頂いた上で、合理的な範囲でこれに対応致します。

(4) 大成及び IHI グループ個人情報保護方針本文については下記をご参照ください。

大成 URL : <http://www.taisei.co.jp/privacy.html>

IHI URL : <https://www.ihico.jp/ihico/privacy/>

(反社会勢力の排除)

参加者は、反社会的勢力等に該当せず、反社会的勢力等との間で、経済的関係、取引関係、雇用関係、委任関係を問わず一切の関係がなく、かつ商行為、利益の供与又は授受その他一切の取引 (一時的か継続的かを問いません) を行っていないことを確約します。

(本規約の終了)

本プロジェクトは大成及び IHI が主催する任意の交流の場であり、大成及び IHI はいつでもその判断で、また、理由を問わず、参加者の資格を停止し、または本規約を終了させることができるものとします。大成及び IHI は、当該停止または終了につき、参加者に対して何らの責任も負わないものとします。

(準拠法、裁判管轄)

本規約の準拠法は日本法とします。大成、IHI 及び参加者は、本規約から生じる紛争に関し、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

- (1) 本規約は、本プロジェクトに関する参加者と大成及び IHI との完全なる合意を構成し、口頭または書面によるものを問わず、当事者間の本規約に定める事項に関する事前の合意、表明および了解に優先するものとします。
- (2) 管轄権を有する裁判所の判断により、本規約のいずれかの条項が無効、違法、または法的拘束力を有しないと判断された場合、当該条項は本規約の当初の意図を可能な限り反映させた内容に解釈され、当該条項以外の規定は引き続き当事者間で有効かつ法的拘束力を有するものとします。
- (3) 大成及び IHI による本規約上の権利の不行使があった場合でも、大成及び IHI が書面によって同意しない限り、当該権利の放棄を構成しないものとします。
- (4) 参加者は、大成及び IHI の書面による事前の承認なくして、本規約から生じる自己の権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡または第三者に対して再許諾を行ってならないものとします。なお、大成及び IHI は参加者に通知を行うことなく、本規約ならびに本規約の当事者としての地位、権利および義務を第三者に譲渡することが出来るものとします。
- (5) 参加者は、大成及び IHI の名において又は大成及び IHI の代理人として、如何なる法律行為をも為す権利を有さないものとします。また、参加者は、大成及び IHI の見解又は大成及び IHI の行為と受け取られる若しくはそのおそれのある発言、行為を行ってはならないものとします。

本件に関してのお問い合わせは、以下 URL に掲載のお問い合わせ欄よりご連絡ください。

大成建設(株) <http://www.taisei.co.jp/oi/>

(株)IHI <http://www.ihico.jp/itl/>

以上